

処 分 基 準

D-c-2

平成 29 年 10 月 2 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 77 条第 5 項
処 分 の 概 要： 道路使用許可の取消し又は効力の停止
原権者(委任先)： 警察署長（高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め： 道路交通法第 77 条（道路の使用の許可）、第 114 条の 3（高速自動車国道等における権限） 愛知県道路交通法施行細則第 15 条の 3（高速道路交通警察隊長への委任）
処 分 基 準： 道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、当該行為に関して法第 77 条の許可を受けた者が 1 に該当する場合、又は当該行為が 2 に該当すると認めた場合は、当該行為に係る道路使用許可を 3 に応じて停止又は取消しをすることができる。 1 同条第 3 項又は第 4 項の条件に違反したとき。 2 当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により、審査基準を満たさなくなった場合において、同条 4 項に基づき、同条第 3 項により付した条件を変更したり、新たに条件を付したとしても審査基準を満たすことができないと認めるとき。 (停止、取り消しの実施基準) 3 当該行為が(1)に該当する場合は当該道路使用許可を停止し、(2)に該当する場合は、当該道路使用許可を取り消すことができる。 (1) 一定期間当該行為を停止することによって、停止解除後、上記 1 及び 2 の条件に該当しなくなると認められるとき（ただし、停止期間は当該行為を許可している期間内に限られる。）。 (2) 当該行為を許可している期間中に、上記 1 又は 2 の条件が解消しないと認められるとき。
問 い 合 わ せ 先： ・ 許可を受けた警察署の交通課 ・ 愛知県警察本部高速道路交通警察隊 電話 (052) 701-0110 ・ 愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話 (052) 951-1611 内線 5196
備 考：